

国官会第23526号  
国地契第63号  
国官技第431号  
国営計第161号  
平成31年3月27日

各地方整備局長殿

大臣官房長

「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る  
情報の公表について」の一部改正について

工事における入札契約過程及び契約内容等に係る情報の公表については、「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成13年3月30日付け国官会第1429号、国官地第26号）等に基づき公表内容及び公表時期等が定められているところであるが、公表内容の充実及び公表時期の早期化の推進により一層の競争性・透明性を確保するとともに、入札手続に係る合理化・効率化を図るべく、下記のとおり上記通達の一部を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (別紙)<br>1 定義<br>(1)～(6) (略)<br><u>(7) この通達において、「工事設計書」とは、予定価格の算出に用いた工事価格について、工事区分、工種、種別及び細別ごとの数量、金額等を明示する資料及びこれに付随する資料（営繕工事にあつては、予定価格の算出に用いた工事価格について、種目、科目、中科目及び細目ごとの数量、金額等を明示する資料）をいう。</u><br><u>(8)～(15) (略)</u> | (別紙)<br>1 定義<br>(1)～(6) (略)<br>(新設)<br><br><u>(7)～(14) (略)</u> |

- 2 (略)
- 3 公表の内容
- I (略)
- (1) 通則的事項
- ①～⑦ (略)
- ⑧ 「地方整備局請負工事監督検査事務処理要領」(昭和42年3月30日付け建設省厚第21号)、「地方整備局工事技術検査要領」(昭和42年3月30日付け建設省官技第13号)、「土木工事監督技術基準(案)」(平成15年3月31日付け国官技発第345号)、「地方整備局営繕工事監督技術基準(案)」(平成29年3月28日付け国営整第241号)、「地方整備局土木工事検査技術基準(案)」(平成30年4月2日付け国官技第325号)、「地方整備局土木工事技術検査基準(案)」(平成18年3月31日付け国官技第283号)、「地方整備局営繕工事検査基準(案)」(平成18年5月9日付け国営設第9号)、「地方整備局営繕工事技術検査基準(案)」(平成18年5月9日付け国営設第10号)、「監督技術マニュアル(案)」(平成18年1月18日付け事務連絡)、「検査技術マニュアル(案)」(平成15年4月2日付け事務連絡)、「工事現場における施工体制の点検要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官地第23号、国官技第69号、国営計第80号)、「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について」(平成6年3月30日付け建設省厚発第126号、建設省技調発第72号、建設省営監発第13号)
- ⑨・⑩ (略)
- ⑪ 「談合情報対応マニュアル等の改正について」(平成22年9月30日付け国地契第31号)別添2(談合情報対応マニュアル)
- ⑫ (略)
- (2) 一般競争に付した場合
- ①～③ (略)
- ④ 予定価格(税抜き)
- ⑤ イ 予定価格(税抜き)の積算内訳口) 工事設計書
- ⑥～⑬ (略)
- (3) 指名競争に付した場合

- 2 (略)
- 3 公表の内容
- I (略)
- (1) 通則的事項
- ①～⑦ (略)
- ⑧ 「地方整備局請負工事監督検査事務処理要領」(昭和42年3月30日付け建設省厚第21号)、「地方整備局工事技術検査要領」(昭和42年3月30日付け建設省官技第13号)、「土木工事監督技術基準(案)」(平成8年3月27日付け建設省技調発第71号)、「営繕工事監督技術基準(案)」(昭和61年6月20日付け建設省営監発第24号)、「地方整備局土木工事検査技術基準(案)」(平成8年3月27日付け建設省技調発第71号)、「地方整備局土木工事技術検査基準(案)」(平成18年3月31日付け国官技第283号)、「営繕工事検査技術基準(案)」(昭和62年4月22日付け建設省営監発第9号)、「監督技術マニュアル(案)」(平成7年10月31日付け積算技術管理官事務連絡)、「検査技術マニュアル(案)」(平成7年10月31日付け積算技術管理官事務連絡)、「工事現場における施工体制の点検要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官地第23号、国官技第69号、国営計第80号)、「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について」(平成6年3月30日付け建設省厚発第126号、建設省技調発第72号、建設省営監発第13号)
- ⑨・⑩ (略)
- ⑪ 「公正入札調査委員会設置要領準則」(平成15年3月10日付け国地契第92号)別添2(談合情報対応マニュアル)
- ⑫ (略)
- (2) 一般競争に付した場合
- ①～③ (略)
- ④ 予定価格(税抜き)
- ⑤ 予定価格(税抜き)の積算内訳(新設)
- ⑥～⑬ (略)
- (3) 指名競争に付した場合

- ①・② (略)
- ③ 予定価格 (税抜き)
- ④ イ) 予定価格 (税抜き) の積算内訳  
口) 工事設計書
- ⑤～⑫ (略)

(4) 随意契約によることとした場合

- ① (略)
- ② イ) 予定価格 (税抜き) の積算内訳  
口) 工事設計書
- ③～⑥ (略)

## II

(1) 通則的事項

- ①～⑦ (略)
- ⑧ 「請負工事監督・検査事務処理要領の制定について」 (平成8年4月1日付け港管第872号) 「工事現場における施工体制の点検要領」 (平成13年3月30日付け国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号)
- ⑨ 「請負工事成績評定要領」 (平成13年3月30日付け国港建第110号)
- ⑩ (略)
- ⑪ 「談合情報対応マニュアル等の改正について」 (平成22年9月30日付け国港管第425号) 別添2 (談合情報対応マニュアル)

⑫ (略)

(2) 一般競争に付した場合

- ①～③ (略)
- ④ 予定価格 (税抜き)
- ⑤ イ) 予定価格 (税抜き) の積算内訳  
口) 工事設計書
- ⑥～⑬ (略)

(3) 指名競争に付した場合

- ①・② (略)
- ③ 予定価格 (税抜き)
- ④ イ) 予定価格 (税抜き) の積算内訳  
口) 工事設計書
- ⑤～⑫ (略)

(4) 随意契約によることとした場合

- ① (略)
- ② イ) 予定価格 (税抜き) の積算内訳  
口) 工事設計書
- ③～⑥ (略)

4 公表の時期

I (略)

(1) (略)

(2) 一般競争に付した場合

3 I (2) ①及び⑧のうち総合評価を実施した理由及び落札者決定基準は、入札

- ①・② (略)
- ③ 予定価格 (税抜き)
- ④ 予定価格 (税抜き) の積算内訳  
(新設)
- ⑤～⑫ (略)

(4) 随意契約によることとした場合

- ① (略)
- ② 予定価格 (税抜き) の積算内訳  
(新設)
- ③～⑥ (略)

## II

(1) 通則的事項

- ①～⑦ (略)
- ⑧ 「請負工事監督・検査事務処理要領の制定について」 (平成8年4月1日付け港管第872号) 「工事現場における施行体制の点検要領」 (平成13年3月30日付け国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号)
- ⑨ 「請負工事成績評定要領」 (平成13年3月30日付け国官技第92号)
- ⑩ (略)
- ⑪ 「公正入札調査委員会の設置等について」 (平成15年3月28日付け国港管第1199号)

⑫ (略)

(2) 一般競争に付した場合

- ①～③ (略)
- ④ 予定価格 (税抜き)
- ⑤ 予定価格 (税抜き) の積算内訳  
(新設)
- ⑥～⑬ (略)

(3) 指名競争に付した場合

- ①・② (略)
- ③ 予定価格 (税抜き)
- ④ 予定価格 (税抜き) 及び積算内訳  
(新設)
- ⑤～⑫ (略)

(4) 随意契約によることとした場合

- ① (略)
- ② 予定価格 (税抜き) 及び積算内訳  
(新設)
- ③～⑥ (略)

4 公表の時期

I (略)

(1) (略)

(2) 一般競争に付した場合

3 I (2) ①及び⑧のうち総合評価を実施した理由及び落札者決定基準は、入札

公告時に公表するものとする。

3 I (2) ②から⑤イ) まで並びに⑥イ) 並びに⑦並びに⑧のうち落札理由は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 I (2) ⑤ロ) 並びに⑥ (イ) を除く) 及び⑩は、契約の締結後速やかに公表するものとする。ただし、「総価契約単価合意方式の実施について」(平成 28 年 3 月 14 日付け国地契第 79 号、国官技第 360 号、国北予第 33 号) に基づく総価契約単価合意方式(以下「単価合意方式」という。)を適用する工事については、⑤ロ) は単価合意後速やかに公表するものとする。

3 I (2) ⑨及び⑬は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 I (2) ⑪は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 I (2) ⑫は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) 指名競争に付した場合

3 I (3) ①は、指名通知後速やかに公表するものとする。

3 I (3) ②から④イ) まで並びに⑤イ) 並びに⑥及び⑦は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

(削除)

3 I (3) ④ロ) 並びに⑤ (イ) を除く) 及び⑨は、契約の締結後速やかに公表するものとする。ただし、単価合意方式を適用する工事については、④ロ) は単価合意後速やかに公表するものとする。

3 I (3) ⑧及び⑭は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 I (3) ⑩は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 I (3) ⑪は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(4) 随意契約によることとした場合

3 I (4) ①及び②は、契約の締結後速やかに、公表するものとする。ただし、単価合意方式を適用する工事については、②ロ) は単価合意後速やかに公表するものとする。

公告時に公表するものとする。

3 I (2) ②、③及び⑦は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 I (2) ④から⑥まで並びに⑧のうち落札理由並びに⑩は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 I (2) ⑨及び⑬は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 I (2) ⑪は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 I (2) ⑫は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) 指名競争に付した場合

3 I (3) ①は、指名通知後速やかに公表するものとする。

3 I (3) ②及び⑥は落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 I (3) ⑦のうち総合評価を行う理由及び落札者決定基準については、技術資料収集に係る掲示を行う際に公表するものとする。

3 I (3) ③から⑤まで及び⑨は契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 I (3) ⑧及び⑭は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 I (3) ⑩は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 I (3) ⑪は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(4) 随意契約によることとした場合

3 I (4) ①及び②は、契約の締結後速やかに、公表するものとする。

3 I (4)③及び⑥は、回答書面の発信後速やかに、④は契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 I (4)⑤は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

## II (略)

(1) (略)

(2) 一般競争に付した場合

3 II (2)①及び⑧のうち総合評価を実施した理由及び落札者決定基準は、入札公告時に公表するものとする。

3 II (2)②から⑤イ)まで並びに⑥イ)並びに⑦並びに⑧のうち落札理由は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 II (2)⑤ロ)並びに⑥(イ)を除く)及び⑩は、契約の締結後速やかに公表するものとする。ただし、「総価契約単価合意方式の実施要領の改定について」(平成30年3月30日付け国港総第645号、国港技第93号)に基づく総価契約単価合意方式(以下「単価合意方式(港湾)」という。)を適用する工事については、⑤ロ)は単価合意後速やかに公表するものとする。

3 II (2)⑨及び⑬は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 II (2)⑪は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 II (2)⑫は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) 指名競争に付した場合

3 II (3)①は、指名通知後速やかに公表するものとする。

3 II (3)②から④イ)まで並びに⑤イ)並びに⑥及び⑦は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

(削除)

3 II (3)④ロ)並びに⑤(イ)を除く)及び⑨は、契約の締結後速やかに公表するものとする。ただし、単価合意方式(港湾)を適用する工事については、④ロ)は単価合意後速やかに公表するものとする。

3 II (3)⑧及び⑫は、回答書面の発信

3 I (4)③及び⑥は、回答書面の発信後速やかに、④は契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 I (4)⑤は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

## II (略)

(1) (略)

(2) 一般競争に付した場合

3 II (2)①及び⑧のうち総合評価を実施した理由及び落札者決定基準は、入札公告時に公表するものとする。

3 II (2)②、③及び⑦は、落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 II (2)④から⑥まで並びに⑧のうち落札理由並びに⑩は、契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 II (2)⑨及び⑬は、回答書面の発信後速やかに公表するものとする。

3 II (2)⑪は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 II (2)⑫は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(3) 指名競争に付した場合

3 II (3)①は、指名通知後速やかに公表するものとする。

3 II (3)②及び⑥は落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表するものとする。

3 II (3)⑦のうち総合評価を行う理由及び落札者決定基準については、技術資料収集に係る掲示を行う際に公表するものとする。

3 II (3)③から⑤まで及び⑨は契約の締結後速やかに公表するものとする。

3 II (3)⑧及び⑫は、回答書面の発信

後速やかに公表するものとする。

3 II (3)⑩は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 II (3)⑪は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(4) 随意契約によることとした場合

3 II (4)①及び②は、契約の締結後速やかに、公表するものとする。ただし、単価合意方式（港湾）を適用する工事については、②ロ）は単価合意後速やかに公表するものとする。

3 II (4)③及び⑥は、回答書面の発信後速やかに、④は契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 II (4)⑤は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

## 5 公表の方法

### I (略)

(1) (略)

(2) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合について

3 I (2)②及び③並びに⑤イ) 並びに⑥ (イ) を除く) 並びに⑧から⑬まで並びに 3 I (3)①及び②並びに④イ) 及び⑤ (イ) を除く) 並びに⑦から⑫まで並びに 3 I (4) ②イ) 並びに③から⑥までは、閲覧に供する方法によるものとする。

3 I (2)①及び④並びに⑥イ) 並びに⑦及び 3 I (3)③並びに⑤イ) 並びに⑥及び 3 I (4)①は、「入札情報サービス ( P P I ) 」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧に供する方法によるものとする。

3 I (2) ⑤ロ)、 3 I (3)④ロ) 及び 3 I (4) ②ロ) は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

### II (略)

(1) (略)

(2) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合について

3 II (2)②及び③並びに⑤イ) 並びに⑥ (イ) を除く) 並びに⑧から⑬まで並びに 3 II (3)①及び②並びに④イ) 並びに⑤ (イ) を除く) 並びに⑦から⑫まで並びに 3 II (4) ②イ) 並びに③から⑥

後速やかに公表するものとする。

3 II (3)⑩は、契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 II (3)⑪は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

(4) 随意契約によることとした場合

3 II (4)①及び②は、契約の締結後速やかに、公表するものとする。

3 II (4)③及び⑥は、回答書面の発信後速やかに、④は契約の変更後速やかに公表するものとする。

3 II (4)⑤は、工事成績評定点通知後速やかに公表するものとする。

## 5 公表の方法

### I (略)

(1) (略)

(2) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合について

3 I (2)②、③、⑤及び⑥ (調査基準価格を除く) 並びに⑧から⑬まで並びに 3 I (3)①、②、④及び⑤ (調査基準価格を除く) 並びに⑦から⑫まで並びに 3 I (4) ②から⑥までは、閲覧に供する方法によるものとする。

3 I (2)①及び④並びに⑥のうち調査基準価格並びに⑦及び 3 I (3)③並びに⑤のうち調査基準価格並びに⑥及び 3 I (4)①は、「入札情報サービス ( P P I ) 」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。

(新設)

### II (略)

(1) (略)

(2) 一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合について

3 II (2)②、③、⑤及び⑥ (調査基準価格を除く) 並びに⑧から⑬まで並びに 3 II (3)①、②、④及び⑤ (調査基準価格を除く) 並びに⑦から⑫まで並びに 3 II (4) ②から⑥までは、閲覧に供する

までは、閲覧に供する方法によるものとする。

3Ⅱ(2)①及び④並びに⑥イ)並びに⑦及び3Ⅱ(3)③並びに⑤イ)並びに⑥及び3Ⅱ(4)①は、「入札情報サービス(PAS)」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧に供する方法によるものとする。

3Ⅱ(2)⑤ロ)、3Ⅱ(3)④ロ)及び3Ⅱ(4)②ロ)は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

方法によるものとする。

3Ⅱ(2)①及び④並びに⑥のうち調査基準価格並びに⑦及び3Ⅱ(3)③並びに⑤のうち調査基準価格並びに⑥及び3Ⅱ(4)①は、「入札情報サービス(PAS)」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。

(新設)

## 附 則

この通知は、平成31年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。ただし、5Ⅰ(2)及び5Ⅱ(2)中、次に掲げる事項の公表については、入札情報サービスを利用してインターネットにより公表する場合であって、かつシステム改修などの準備に期間を要する場合は、平成32年3月31日までを限度として、準備が整うまでの間、なお従前の例による。

- 一 5Ⅰ(2)中、3Ⅰ(2)④、⑤ロ)及び⑥イ)並びに3Ⅰ(3)③、④ロ)及び⑤イ)並びに3Ⅰ(4)②ロ)
- 二 5Ⅱ(2)中、3Ⅱ(2)④、⑤ロ)及び⑥イ)並びに3Ⅱ(3)③、④ロ)及び⑤イ)並びに3Ⅱ(4)②ロ)